

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

～尾張旭市上水道課より大切なお知らせ～

**令和元年10月1日**  
**「5年ごとの更新制」**  
**が始まります**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

指定の有効期限が従来の無期限から5年間となります。引き続き指定給水装置工事事業者として活動するには、有効期限の末日までに指定を更新していただく必要があります。

令和元年9月30日現在において、指定を受けている工事事業者さまは、指定を受けた日によって、現在の指定の有効期限が決まります（下表参照）。以降、この指定は5年毎の更新が必要となります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

- 更新の要件や必要書類は新規指定の申請時と概ね同じです。
- 指定の更新には、更新手数料として7,000円が必要となります。
- 更新対象となっている指定給水装置工事事業者さまには、有効期限前に別途通知文を郵送いたします。指定給水装置工事事業者さまの名称・事業所の所在地等の指定事項に変更がある場合は速やかに届け出てください。

更新制度に関するお問い合わせ先  
尾張旭市役所都市整備部上水道課給水係  
TEL 0561-76-8170（直通）